

2025年6月25日

労働者派遣法第23条第5項及び省令第18条の2の定めによる情報提供
直近の事業年度（2024年6月1日から2025年5月31日）に係るマージン率等について

1. 派遣労働者の数 2名（2025年6月1日現在）
2. 派遣先の数 6社（直近の事業年度）
3. 派遣料金の平均額（1日当たり、8時間換算） 114,263円
4. 賃金の平均額（1日当たり、8時間換算） 58,862円
5. マージン率 48.5%

（注）マージン率 = $(\text{派遣料金の平均額} - \text{賃金の平均額}) / \text{派遣料金の平均額}$

なお、本法令に基づき算出されたマージンには、法定福利費、教育訓練費、有給休暇および研修時の賃金、会社運営費、営業利益などが含まれております。

6. 教育訓練に関する事項

e-learning を中心とした教育訓練を実施しております。

7. 労使協定の締結の有無

弊社は、法第30条の4第1項の労使協定を締結しております。

協定対象派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者

当該協定の有効期間の終期：2026年3月31日

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項（福利厚生等）

社会保険、定期健康診断、有給休暇、慶弔休暇、育児・介護休業、育児・看護休暇